

8 福薬業発第 2 3 4 号

令和 8 年 8 月 2 4 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 竹野 将行

ベースアップ評価料等に係る診療報酬請求について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課より日本薬剤師会を通じて別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年 6 月および 7 月診療分の診療報酬請求については、診療報酬改定に伴う対応が多岐にわたったことを踏まえ、審査支払において特段の対応が行われていましたが、令和 8 年 8 月診療分以降については、各保険薬局において施設基準の届出内容を改めて確認し、適切に請求することとされています

つきましては、別添通知をご確認のうえ、貴会会員へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、ベースアップ評価料等に関する資料等につきましては、下記の厚生労働省ホームページから閲覧いただけます。

記

○厚生労働省ホームページ

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

以 上

日 薬 業 発 第 236 号

令和 8 年 8 月 21 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 渡 邊 大 記

ベースアップ評価料等に係る診療報酬請求について

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年 6 月及び 7 月分に係る診療報酬請求については、診療報酬改定に伴う対応が多岐に渡ったことを踏まえ、審査支払において特段の対応を行うよう、調整が図られていたとのことです。

今般、令和 8 年 8 月診療分以降の調剤ベースアップ評価料等に関する診療報酬請求に当たっては、各保険医療機関・保険薬局において届出内容を改めて確認の上、適切な請求を行っていただくよう周知依頼がありました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、ベースアップ評価料等に関する資料等につきましては、以下の URL から閲覧が可能になっていることを申し添えます。

○令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 19 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「ベースアップ評価料」に係る診療報酬請求について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 19 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料等に係る診療報酬請求について

ベースアップ評価料の届出に必要な様式や届出の方法等については、「令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る施設基準の届出について（周知）」（令和 8 年 4 月 24 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）においてお示ししている。

今般、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」、「歯科技工所ベースアップ支援料」、「調剤ベースアップ評価料」及び「看護職員処遇改善評価料」に係る診療報酬請求について、保険医療機関等より提出された施設基準の届出と請求内容に疑義が生じているところである。

令和 8 年 6 月及び 7 月診療分に係る診療報酬請求については、診療報酬改定に伴う対応が多岐に渡ったことを踏まえ、審査支払において特段の対応を行うよう、調整を図ったところである。

令和 8 年 8 月診療分以降の診療報酬請求に当たっては、上記事務連絡を参考としつつ、各保険医療機関等において施設基準の届出内容を改めて確認の上、適切な請求を行うよう、貴管下の保険医療機関等に対して周知徹底を図らねたい。